

# 新型コロナウイルス感染症にかかわる出席停止の基準

帯広市立つつしが丘小学校

① 子ども本人に感染が確認された場合	➔	① 治癒するまでの間、出席停止
② 子どもと同居している者に感染が確認された場合	➔	いずれかの場合、出席停止 ・同居患者が治癒してから14日間経過した日までの間 ・同居患者と同居しなくなった日から14日間を経過した日までの間
③ 子ども本人または子どもと同居している者が保健所から濃厚接触者として指定された場合	➔	子ども本人～健康観察期間が終了するまで出席停止 ③ 同居者～基本的に出席停止の措置はとらないが、保護者の意向がある場合は出席停止
④ 子ども本人または子どもと同居している者に、発熱等の風邪の症状がみられる場合	➔	症状がみられる者の症状が消失するまで、出席停止 ④ *医療機関で別の診断名がついた場合は、その診断に従った欠席
⑤ 医療的ケアが日常的に必要な場合、基礎疾患等がある場合、登校に不安を感じる場合	➔	主治医、学校と相談し、登校できない合理的な理由が認められる場合、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止 ⑤
⑥ 海外から帰国した場合	➔	2週間の自宅等での待機の間、出席停止。2週間の経過と健康状態に問題がない場合は登校が可。 ⑥

\*出席停止とならない例（問い合わせが多くなると考えられる例）

・保護者の同僚に発症者がいる場合 等

（この場合でも、子どもや保護者に発熱等の風邪症状がある場合→上記④

保護者の意向で欠席する場合→上記⑤

は、出席停止となります。）